

東京圏から愛知県への 移住・就職すると

世帯 100万円 単身 60万円

さらに
子育て
世帯は

子ども1人につき、
最大 100万円 加算
します！

対象要件は裏面をご確認ください。

申請方法

1. まずは対象要件を裏面でご確認ください
またはあいちUIJターン支援センターにお問い合わせください
2. センターに登録し、お仕事探しをスタート
3. センターホームページに掲載の対象求人に応募・就職
(3と4の順序は逆でもかまいません)
4. 愛知県内の対象市町村に移住
5. 移住先の市町村に支援金の支給申請
(転入後1年以内に申請すること)
6. 市町村にて審査確認
市町村より認定の可否連絡

あいちUIJターン支援センター

東京（新宿）

名古屋

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-1-12 クロスオフィス新宿 5F
「新宿」駅 西口 徒歩 5分

●月～土：10時～19時 ※祝日・年末年始除く

TEL 03-3360-6297

<https://www.uj-aichi.jp>

☎ info@uj-aichi.jp

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦 3-15-15 CTV 錦ビル 6F イープラネット内
「栄」駅 セントラルパーク方面 10A 出口 徒歩 2分

●月～土：10時～19時 ※祝日・年末年始除く

TEL 052-308-4859



あいちUIJターン支援センターは、株式会社イープラネットが愛知県より受託し運営しています。

移住支援金対象者の主な要件（就業（一般）の場合）

【次に掲げる（ア）～（ウ）に該当する方】

（ア）移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近の1年以上、東京23区に在住、又は東京圏（条件不利地域※1を除く）に在住し東京23区へ通勤※2していたこと。※3
ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。



※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

【東京圏の条件不利地域にあたる市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※2 雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

※3 在住期間と通勤期間は合算できるものとする。

ご不明な点は
お気軽に
ご相談ください

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 愛知県内の対象市町村に転入したこと。

（下線のある市町村については、勤務地と居住地が同じ市町村である必要があります。また、ピンクのマークのある市町村は子ども1人あたり100万円支給の対象地域、黄色のマークのある市町村は子ども1人あたり30万円支給の対象地域です。）

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町※、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村（2025年4月1日現在）

※1 世帯当たり2人まで支給

b 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

（申請時において、転入後3か月以上1年以内であることを要件とする市町村があります。詳しくは移住先の市町村に確認してください。）

c 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。



■オアシス21

（ウ）就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（上記（イ）aの下線のある市町村に移住する場合は、勤務地が当該市町村にあること）

b 市町村への転入日時点で満50歳以下であること。

c 就業先が、移住支援事業を実施する道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※に掲載している求人であること。

（※愛知県の場合はあいちUIJターン支援センターホームページ）

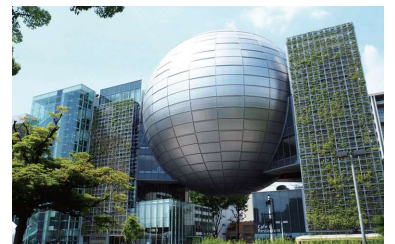
d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において就業していること。

（申請時において、連続して3か月以上在職していることを要件とする市町村があります。詳しくは移住先の市町村に確認してください。）

e マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降に、当該求人へ応募していること。

f 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。



■名古屋市科学館

テレワークの方も対象となります！

【テレワークに関する主な要件】

- ・テレワークを移住支援金の対象とする市町村に転入したこと。
- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組により、所属先企業等から資金提供されていないこと。
- ・所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業していること。

※自営業者は交付対象外

愛知県ホームページ

※ その他の要件の詳細は、
愛知県のホームページにて
ご確認ください。

